イスラエル大使館領事部における公証サービスのご案内

サービス対象者

公証サービスは原則としてイスラエル人向けですが、以下の場合には他国籍の方も利用可能です。

- ・イスラエル人向けの翻訳を行う場合
- ・イスラエルで会社を設立する場合
- ・イスラエルの裁判所に提出する鑑定や医学診断書に署名する場合
- ・イスラエルに関係する不動産契約や銀行口座開設の書類に署名する場合
- ※その他のケースについては個別にご相談ください。

公証サービスの種類

公証サービスは、大きく以下の2種類に分類されます。

①署名の証明

書類に署名された内容がご本人によるものであることを証明する手続きです。

②宣誓供述書の署名(アフィダビット)

供述内容の真実性について領事に対し宣誓していただきます。

必要書類

- (1)身分証明書(イスラエル国籍者ではない場合、パスポート)
- ②手数料(個別にお問い合わせください)
- ③ご持参の書類もしくは宣誓供述書(大使館では書類作成は行っておりません)
- ④その他必要書類(個別にお問い合わせください)

注意事項

※書類への署名は必ず来館時に行ってください。事前に署名された場合、無効となる場合があります。

※書類は英語またはヘブライ語でご用意ください。また、署名者は書類の全ての内容を完全に 理解していることが求められます。

連絡先

イスラエル大使館領事部

03-3264-0197

<u>consular@tokyo.mfa.gov.il</u> もしくは <u>consular2@tokyo.mfa.gov.il</u> (ヘブライ語/英語)